



平成23年9月まで

子ども手当の支給延長

～健やかな成長を社会全体で応援～

平成22年度から始まった子ども手当は、つなぎ法案の成立により23年9月分まで延長されました。支給対象者、支給月額等に変更ありません。23年10月以降については、今後の国会審議等によって決定される予定です。

子ども手当とは…

「次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを、社会全体で応援する」という趣旨のもとに創設された制度です。支給を受ける保護者等は、この趣旨に従って手当を用いる責務が、法律上定められています。

「子どもの将来の夢は何ですか？」手当を受給する保護者等は、子どもの成長と将来を考え、有効に用いてください。
(子ども手当の開始に伴い、児童手当は廃止されています)

夢を叶えたい！



勉強も頑張るよ！



●支払月

平成23年6月(2～5月分)、10月(6～9月分)

●現在受給している方は、手続き等不要です。

ただし、次に当てはまる場合は手続きが必要です。

- ①子どもの数が増減したとき
(出生・死亡・養子縁組等)
- ②市外へ転出するとき
- ③子どもと住所が別になったとき
- ④預金口座を変更したとき(受給者名義の口座にのみ変更可能)
- ⑤子どもを監護しなくなったとき(離婚など)
- ⑥受給者が死亡したとき
- ⑦受給者が公務員になったとき
- ⑧生計の中心者が変更になったとき

●申請手続き等

出生のときは誕生日から、転入のときは転出予定日から15日以内に申請すれば、申請の翌月分から受給できます。申請者となるのは、子どもを養育する父母等のうち、主に生計を維持する程度の高い方(恒常的に所得

の高い方)となります。

【申請に必要なもの】

- ・印鑑
- ・申請者の健康保険証の写し(申請者が厚生年金等加入者の場合)
- ・申請者名義の振込口座の分かるもの
- ・申請者の外国人登録証の写し(外国籍の方)

※申請者が子どもと別居している場合は次の書類も

- ・別居している子どもに関する別居監護申立書
- ・子どもの属する世帯の住民票謄本

※6月の現況届提出は不要です。10月に手続きが必要になることがあります。

※公務員の方は勤務先で手続きをしてください。

◆ご注意ください◆

期限を過ぎて申請・請求すると満額受給できません。早めに手続きをしてください。

申請先

- ・子育て長寿支援課
- ・金浦市民SC
- ・象潟市民SC

問合せ先

子育て長寿支援課
子育て支援班 ☎32・3040

保育に関する情報



◎保育料金額が一部変更

平成23年4月から、国の保育料単価が見直されることに伴い、市の保育料基準額表が変わります。
変更となるのは、4歳児以上で所得税が父母合わせて41万3千円以上の世帯です。変更後の保育料金は、上の表をご覧ください。これ以外の方は、今までどおりの保育料です。

◎休日保育

市内の2保育所で休日保育を行っています。日曜日など、保育所が休みの日に保育を行うことができますので、利用を希望する方は、直接、保育所へ申し込みしてください。

申込先

- ・にかほ保育園 ☎32・3200
- ・勢至保育園 ☎38・2248

◎学童保育クラブ

保護者が日中家庭にいない児童を対象に、適切な遊びや生活の場を与え、健全な育成を図るものです。23年度から新しく上浜学童保育クラブが設置されました。直接、申し込みしてください。

申込先

- ・仁賀保学童保育クラブ
夢ハウス
：平沢字町田 ☎36・2479
- ・院内学童保育クラブ
：院内字城前 ☎36・3556
- ・学童保育たんぼぼサークル
：金浦字南金浦 ☎38・3381
- ・学童保育のびやかサークル
：象潟町字浜ノ田 ☎43・5310
- ・学童保育星城クラブ
：象潟町小滝 ☎44・2314
- ・小出学童保育クラブ
けやきつ子：中三地字橋本 ☎36・2251
- ・上浜学童保育クラブ
：象潟町大砂川 ☎32・7050



◎あきた子育てふれあいカード

協賛店を紹介するガイドブックが新しくなります！



あきた子育てふれあいカードは、子育て中の皆さんを応援する協賛店のサービスが受けられるカードです。協賛店を紹介するガイドブックが使いやすいサイズになりました。

保育園児・小学校児童には、保育園や学校を通じて配布しますが、未就学児・中学生・妊婦の方などは窓口で交付します。

交付窓口

- 仁賀保庁舎 子育て長寿支援課
- 金浦庁舎 金浦SC
- 象潟庁舎 象潟SC

※持っていない、紛失してしまったという方にも交付します。

問合せ先

子育て長寿支援課
子育て支援班 ☎32・3040

平成23年度保育料の基準額表 (単位：円/月)

世帯の階層区分		3歳児未満	3歳児	4歳児以上
1	生活保護世帯	0	0	0
2	市民税非課税世帯	6,500	4,500	4,500
3の1	均等割世帯	13,500	12,000	11,000
3の2	所得割世帯	16,500	14,000	14,000
4の1	所得税8,500円未満	20,500	18,500	18,500
4の2	8,500～39,999円	22,000	20,000	20,000
5の1	40,000～69,999円	26,000	24,500	24,000
5の2	70,000～102,999円	31,000	28,000	26,000
6	103,000～412,999円	32,000	30,000	27,000
7	413,000～733,999円	35,500	31,500	28,000
8	734,000円～	38,500	34,500	28,000